平成３０年（フ）第９８号
広島市東区山根町40番13号
債務者　杉田沙智子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　寛之
4　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６４号
宮城県宮城郡利府町赤沼字明ケ沢２番地８
債務者　松岡　　栄
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１６５号
仙台市若林区一本杉町９番19号　第三藤栄ビル301
債務者　横内　淳一
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小堀絵里子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
宮城県登米市豊里町二ツ屋195番地
債務者　小野山真司
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成３０年（フ）第２１号
群馬県伊勢崎市鹿島町522番地３
債務者　萩口純美加
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　隅谷　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５４号
群馬県前橋市朝倉町４―12―２、住民票上の住所群馬県前橋市朝倉町四丁目12番地16
債務者　大谷　宗孝
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　憲司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３１号
山梨県中央市西新居319番地２　田島聡住宅11
債務者　山田　松雄
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠元　翔太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３２号
山梨県中央市西新居319番地２　田島聡住宅11
債務者　山田もと゛ゑ
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠元　翔太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５５号
山梨県甲斐市玉川888番地　県営玉川団地28号館127号
債務者　杉山貴美子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　清明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６７号
山梨県甲斐市中下条1175番地４
債務者　中込　　良
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新里　清高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１６２号
神戸市北区西大池２丁目９番201―104号
債務者　油谷　高志
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７０号
神戸市中央区東川崎町５丁目２番14号
債務者　天野新哲こと　姜　　新哲
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０９号
神戸市長田区大塚町１丁目２番５号
債務者　牧内由紀美
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹治　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３２号
鳥取県米子市旗ヶ崎１丁目28番10号　302号、前住所鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津474番地の４
債務者　白土　泰文
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１３３号
鳥取県米子市旗ヶ崎１丁目28番10号　302号、前住所鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津474番地の４
債務者　白土　順子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第５２４号
香川県丸亀市垂水町1684番地１　ラメゾンドゥカンパーニュＢ103号室、住民票上の住所岡山市北区高柳東町11番15号　アルファスマート高柳701号
債務者　家島　亮人
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　曜生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部